

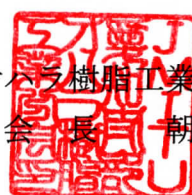
2021年 12月 15日

オハラ樹脂工業株式会社
代表取締役 尾 原 慶 則 殿

JMITU愛知地方本部
執行委員長 北 村 淳
(押印略)

JMITU愛知支部
執行委員長 平 田 英 友
(押印略)

同 オハラ樹脂工業分会
分会 長 朝 倉 健 次



賃金引上げに関する要求書（7）

「業務Gr. 伊東雅弘」氏名による本年12月13日付「『賃金引上げに関する要求書（6）』につきまして」と題する書面を頂きました。下記のとおり、本件についての速やかな団体交渉開催を再度強く要求致します。

記

- 1 当労組が繰り返し忠告しているのにも拘わらず、上記書面は相も変わらず、代表取締役尾原慶則氏名ではなく、責任・経験・能力も無い「業務Gr. 部長伊東雅弘」氏名で当労組に届いております。本件「賃金引上げ」に関してその権限と責任がある筈もない「業務Gr. 部長伊東雅弘」氏名でのご回答は、今後一切為さらないよう、貴社代表者による、会社としての誠実なご回答を重ねて強く求めます。
- 2 「業務Gr. 伊東雅弘」氏名の上記書面では、「本書面には「（6）」との番号が付されておりますが、当社は（1）から（4）は拝読していないので、念のため申し上げます。」と述べられましたが、貴社乃至「業務Gr. 部長伊東雅弘」氏は、見ていないことにしようとお考えのようですが、当労組は「賃金引上げに関する要求書」について、本年4月19日、（2）同5月10日、（3）同6月14日、（4）同7月5日に貴社に対し、間違いなく電子メールにて送付しているのであり、「拝読していない」とは、全く呆れる回答であり、且つ、不誠実極まりないものである

と言わなければなりません。誠実な対応を重ねて求めます。

3 「業務G r . 伊東雅弘」氏名の上記書面では、「令和2年4月の昇給については、昨年の団体交渉で十分説明済みです。令和3年4月には昇給はしておりませんが、業況に鑑み今後もその予定がないことは、当社11月16日付書面のとおりです。」と述べられましたが、一体何時の団体交渉を申し上げておられるのか理解できませんが、昨年開催された全ての団体交渉は凡そ誠意に欠ける合理的理由を示せない拒否回答ばかりであり、不誠実の極みと言わなければなりません。また貴社が述べられた貴社本年11月16日付「『賃金引上げに関する要求書(5)』につきまして」についても、「1 同書面1につきましては、賃金引上げの予定はありません。」、「2 同書面2につきましては、要求にはお応えできません。」、「3 同書面3につきましては、『懲戒条項適用を一切適用しない』とのご要求については、受け入れ致しかねます。」と何ら合理的理由を示さないまま拒否回答をされるのみでありました。

4 上記書面でもみられるように合理的理由を示せない貴社は、「何々のとおりです」とオウム返しの回答に終始するばかりで、到底回答に値しないと言わなければならず、当労組書面を熟読し、もっと誠実に対応されるよう強く要求致します。

5 「業務G r . 伊東雅弘」氏名の上記書面では、「団体交渉を要求される場合は、①議題は、令和3年の昇給、②開催場所は、外部の会議室、③時間は18時30分から20時30分、④参加人数は、それぞれ10名以内、傍聴なし、⑤録画、外部配信ないことを確約いただく、にて改めて申し入れてください。」と述べられました。上記条件は貴社の一方的な主張であり、当労組が応諾した事実は一切ありません。一方的な伊東氏の主張を押し付ける如き上記主張は、撤回されるよう強く求めます。事実を振り返ってみると、2020年6月2日に行われた団体交渉では、次回団体交渉についても本社3階食堂で開催することが合意されており、貴社の上記一方的主張は押し付けられませんでした。いかに理の無いご主張をされているかは明瞭であります。

当労組と致しましては、改めて以下日程にて開催されるよう強く求めます。

(1) 開催希望日

第一希望日：2021年12月21日(火)

第二希望日：2021年12月22日(水)

第三希望日：2021年12月23日(木)

開催場所：オハラ樹脂工業 本社3階食堂

開始時間：18時30分より

参加人数：出席希望する当労組組合員

(2) 議題

賃金引上げについて

尚、貴社が合理的理由を示せない場合には、上記開催条件にて開催されるよう強く求めます。

以 上